

農村防災施設整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	④ 農村振興課地域計画班 ⑤ 農村防災対策室防災対策班

趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティー機能の回復に資することとする。

事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

- 1 農村防災施設
 - ①緊急避難路整備 ②緊急避難施設整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
 - ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全設備 ⑧災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
 - ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
 - ⑤農用地の改良又は保全
- 3 農村生活維持施設整備
 - ①農業集落道路整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
 - ④農業施設等用地整備

採 択 要 件

- 1 農村防災施設
災害防除対策推進地域等で定める地域
- 2 農業生産基盤整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上
④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上
- 3 農村生活維持施設整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業と併せ行う事業
または、上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 < 2>	※<>は中山間地域 (H25以降適用)
団体営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	未定	未定	未定	※<>は中山間地域 (H25以降適用)